

令和3年度第1回人権施策審議会 議事録

開催日時 2021（令和3）年7月19日（月） 10時00分

出席委員（6名）

会長	渡信人	副会長	原田博治
委員	山下秀和	委員	直江葉子
委員	原口一夫	委員	萱沼美香

欠席委員（1名）

委員 岩城和代

説明のため出席した者の職氏名

副市長	横田昌宏	教育長	長谷川清孝
総務部長	野村哲也	市民部長	清水万里子
保健福祉部長	渋田倫男	教育部長	横田浩一
（総務部）			
経営戦略課長	大浦康志	人事秘書課長	村山晶教
まちづくり推進課長	北村俊明		
（教育委員会・教育部）			
学校教育課長	浦邊浩志	青少年育成課長	坂井義伸
生涯学習推進課長	樋口武史		
（保健福祉部）			
福祉課長	星野美香	健康介護課長	宮上洋子
子育て支援課長	足立英樹	隣保館長	長崎英明
（建設産業部）			
商工政策課	牟田口政和	農林振興課	川上幹夫
（議会事務局）			
議会事務局長	水野幸徳		

事務局職員

人権センター課長	森下早苗
人権センター人権教育・啓発係長	小河浩司
人権センター人権教育・啓発係員（事務局担当）	淵上敬介

【注記】 議事録で「コロナ」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」のことです。

1. 開会

(森下人権センター課長)

皆様おはようございます。本日は、ご多忙の中、古賀市人権施策審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日司会進行を務めさせていただきます、古賀市人権センターの森下でございます。よろしく願いいたします。本日は岩城委員より欠席の連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。それでは、ただいまより、第1回古賀市人権施策審議会を開催させていただきます。それでは会議の開催にあたりまして、はじめに、田辺市長からご挨拶申し上げます。

2. 市長挨拶

(田辺市長)

おはようございます。市長の田辺でございます。本日は人権施策審議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様におかれましては大変御多忙の中、また新型コロナウイルス禍の中、ご出席いただきまして感謝申し上げます。本当にありがとうございます。御承知のように、人権施策審議会につきましては人権施策基本指針、本市の指針に基づいて、毎年度、実施計画をつくり、そして皆様に御審議をいただくということで、本日、諮問をさせていただくところであります。ぜひ委員の皆様におかれましては、それぞれの御経験、お立場から忌憚なく、我々に御指導、御鞭撻いただきたいというふうに思っております。

さて本市は、人権につきましては市政運営の最重要テーマと位置づけて、この間取り組んできております。昨年は、「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」も施行し、これに基づいて、あらゆる差別を許さない環境、地域社会をこの古賀市においてつくっていくということを進めさせていただいております。今、新型コロナウイルス感染症がもう1年半ほど私たちの社会を取り巻いております。私も毎日胸につけておりますが、シトラスリボン運動を全国の自治体の中でも早く取り入れ、これをまず市内でみんなでつけようと。そして、市内では、子どもたちが学校でシトラスリボンをつくるなどして、これを多くの市民の皆様の手に渡るようにという取組もやってきております。県内で唯一、エボラ出血熱等第一類感染症にも対応できる、感染症指定医療機関であります福岡東医療センターが立地しており、中根院長とも折々にお話ししますが、新型コロナウイルスの患者さんにも、本当に日々対応し、やはりかなり大変な状況の中、御尽力いただいている。こうした中、この街で、コロナに起因する差別、偏見というのがあってはならないという問題意識があって、この取組をさせていただいてるところであります。

こうしたコロナに関わる差別偏見といったものは、やはりSNS等を使っても、発信をされている現実があります。こうしたところで、社会不安が高まってくると、コロナ

感染そのものではなくても、様々な流言というか、他者に対する攻撃的な発信が増えるという印象を受けております。私は政治家なので、何を言われても結構という姿勢で基本的にいますけれども、やはり私に対しても、感染者が増えてくると、恐らく社会不安が高まっているんでしょう。私に対する非常に鋭い文言での言葉が飛んできたりします。例えば厳しい言葉で言うと無能だという言葉が飛んできたり、いろんな噂を耳にするぞという言葉が飛んできたりと、何の話か分かりませんが、とにかくそういった、他者への攻撃性が高まるのが私たちの社会の現実なのかなと思っています。

こうした現実を少しでも良くしていくために、人権というものの意識を我々は、社会に広げていかなければならないと思っています。堅持の取組について申し上げますと、特に性的少数者、LGBTQに係るところで、パートナーシップ宣誓制度を昨年度から始めているところですが、本年7月1日からファミリーシップ宣誓制度を追加いたしました。全国では4例目ですが、やはりカップルだけではなく、その子どもたちも含めて、家族として公的に認めていくということが、その生き方を保障することになろうということで、取組を始めております。幸い関心も非常に高く、報道等もしていただきましたけれども、この政策目的は、その家族が生きやすい社会をつくるにはですね、感性を広げなければいけないんですね。市営住宅に入居しやすくなるとか、そうしたことももちろん大事なんですが、それよりも公(おおやけ)が、こうした皆さんも共に生きていくんだという対象としてきちんと認めていくというメッセージ性の強い政策だと思っていますので、この取組が本県はもとより、全国に広がってほしいなと思っています。

なお、先進国でこうした同性カップルを国家として認めないという非常に後進性のある国ですから、まだハードルはありますけれども、しっかり古賀市から発信していきたいと思っています。

また併せまして在住外国人の増加が本市でも顕著です。技能実習生が非常に多い特性があって、今900人位の在住外国人が住んでいる現実があります。働きに来る方もそれ以上にいらっしゃる。そうした中で、やはり多文化共生を推進しなければならないということで、昨年こちらも担当セクションを立ち上げて取り組んできておりますけれども、これもやはりなかなか一般自治体では、取り組むところがまだまだ少ない中ではあります。やさしい日本語の普及だったり、多言語のパンフレット作成だったり、これもただ行政が作るわけではなく、地元の高校生、中学生、子どもたちを巻き込みながら、市民の皆様とともに、リーフレットを作ったり、教室を開いたりというこのプロセスを大事にしています。このプロセス自体が、相互理解を深めるきっかけになっているということで、SNSも使い、コロナ禍だから集まれないけれど、日本語教室もメッセージャーでやろうということでやっておりました。何でZoomじゃないの？という、在住外国人はFacebookの利用率が高いんですね。そのためメッセージャーが一番合理的だと。これもやはり日々の対話がないと見えてこないところですので、このプロセス等を大事にして、一人ひとり、外国人であろうと、住みやすい社会ということでやっていきたいと。一つ二つほど、大きな事例を挙げましたけれども、こうした姿勢で、あらゆる立場の皆さんが生きやすい地域社会を古賀市から発信していくということ

引き続きやっていきたいという思いが、今回諮問させていただきます実施計画の方にも込められておりますので、ぜひ、皆様に御意見を賜りたいというふうに思います。少し長くなりましたが、どうか、本日はよろしく願いいたします。

3. 会長挨拶

(森下 人権センター課長)

それでは次に、人権施策審議会 渡会長より、ご挨拶をお願いいたします。

(渡会長)

おはようございます。本日は、審議会ということで出席させていただきましたけれども、市長の挨拶で、古賀市は施策の全般にわたって人権を視点を据えながら行政施策を行っているということが、よく伝わってきました。

今日も新聞を見ましたところ、ニュースで飛び込んできましたことは、東京パラリンピックのスポンサー企業の4割超が、従業員が同性パートナーとの同性婚を申し出れば、法律婚の夫婦と同様に福利厚生の対象にしているということでした。

それからヤングケアラー。この記事が福岡県の調査事項として載っていました。特に(審議委員の)原田先生の方でもこうしたことに取り組まれているのだろうと思います。

さらには、保健所職員3割の残業時間が過労死ラインに達している。そういう意味です。非常にコロナ禍で、行政の方々、いろんな業務をしているの方々にも感染対策という手段がどうしても出てまいります。通常業務より非常に過大な負担が増えているんじゃないかというふうに感じております。そういう意味で、市役所の職員の方々も業務をしていく上で大変気苦労が多いだろうと思いますが、これからも市民の幸せのために、頑張ってくださいというふうに思っております。今日は審議会でも、皆さんの御意見をいただきながら、さらに古賀市民の人権感覚の向上に役立っていきたく思っております。よろしく願い申し上げます。

4. 諮問

(森下 人権センター課長)

渡会長ありがとうございました。それでは、次に、古賀市長から古賀市人権施策審議会の設置趣旨に基づきまして、諮問をいたします。恐れ入りますが、渡会長はご起立のほどよろしく願いいたします。

(田辺市長)

諮問書、令和3年7月19日、古賀市人権施策審議会会長渡信人様、古賀市長田辺一城。古賀市人権施策審議会条例第2条第1項の規定に基づき、古賀市人権施策基本指針に基づく令和3年度実施計画案について、貴審議会の意見を求めます。よろしく願いいた

します。

(森下 人権センター課長)

ここで市長は別の公務のため、やむを得ず退席いたしますので、御了承のほどよろしく
お願いいたします。

(田辺市長)

では、よろしく申し上げます。(退席)

(森下 人権センター課長)

事務局は席の移動をお願いいたします。(席移動)

ここで議事に入る前に、事務局より本日の資料確認をさせていただきます。まず、レジュメ、座
席表(別紙1)、字句の訂正について(別紙2)です。申し訳ございませんが、誤りが5か所ご
ございました。お詫びをして訂正させていただきます。次に昨年度実施計画から変更のあった事業
一覧表(別紙3)、委員名簿(別紙4)、令和3年度実施計画案の事前質問に対する回答書につい
て(別紙5)です。次に、令和2年度古賀市人権に関する市民意識調査(冊子及び概略版)です。
皆様、資料はありますでしょうか?また、審議委員の皆様には古賀市人権施策に基づく実施計画
案令和3年度版を事前配布させていただいておりましたが、本日お持ちでない方はいらっしゃ
いますか?(ありがとうございます。)途中、会議開始から1時間ほど経過しましたところで、
5分ほど休憩を取り、11時50分をめぐりに各事業に関する質疑を終えていただきたいと考
えております。その後、施策全般に対する感想や意見交換の時間を若干であります。設けていた
だき、12時をめぐりに閉会させていただきたいと考えております。それでは渡会長より議事進行
の方よろしくをお願いいたします。

5. 議事

(渡会長)

それでは早速レジュメに沿って議事を進めていく。

まず、議事1番目の会議の公開及び議事録署名人について、事務局の方から説明を願う。

(森下 人権センター課長)

審議会の会議公開の取扱いについて説明する。本会議は、古賀市情報公開条例により公
開することとしており、会議日程等の事前の公表、会議の概要の報告を古賀市ホームペ
ージ及び古賀市情報公開窓口で行う。また、事務局としては、渡会長と原田副会長に議
事録署名人となっただきたいと考えている。以上会議の公開および議事録署名人に
ついて本市からの提案である。

(渡会長)

1点目の会議の公開について、事務局から提案があったとおり、今回は公開とする。2

点目の本会議の議事録署名人は、私と原田委員の2名をご指名であるが、よろしいか。ここで、事務局にお願いをする。議事録の素案ができたなら、一度各委員に御覧いただき、間違いはないか確認していただきたいので、よろしく願います。それでは議事2番目の古賀市人権施策基本指針に基づく令和3年度実施計画案について、事務局から説明をお願いします。

(小河 人権センター係長)

それでは、事前に配付させていただいた実施計画案について、簡潔に説明する。まず初めに2ページ、2020(令和2)年度の実施計画の評価について、2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症との戦いがあった。それによって、さまざまな事業の中止等があったため、実施計画のシート上段の方に、事業を5項目に分類して記載した。①予定どおり実施、②一部実施・規模縮小、③当初計画となる内容に変更、④中止、⑤その他の5項目にて記載した。次に4ページの2021(令和3)年度実施計画について、本年度の実施計画を策定するに当たっては、これまで掲載していなかった事業についても再確認を行い、人権の視点を踏まえた古賀市独自の施策等については、新たに計画の中に加えていく必要性がないかという視点から検討した。その結果、昨年の実施計画は、56の基本事業で構成していたが、本年度は新規掲載事業が1つ増え、計57の基本事業による実施計画案を取りまとめた。新規掲載事業は、13ページの2021(令和3)年度実施計画一覧表の左側に新規と表示させていただいた。シートは78ページに記載している、多文化共生推進事業を追加させていただいた。古賀市内の外国籍人口が年々増加していく中で、国籍、民族、文化の違いを知り、認め尊重し合いながら、外国籍市民を含む、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す事業として、今回新規追加させていただいた。次に5ページ。古賀市人権施策体系表になる。2点表記を変更させていただいた。まず1点目が「部落差別(同和問題)」。前回までは「同和問題」と表記していたが、法務省が掲げている人権啓発活動強調事項の表記に合わせ、「部落差別(同和問題)」と表記変更した。2点目は、7番。前回までは「HIV感染症等による人権問題」と表記していたが、新型コロナウイルス感染症に関する社会状況などを踏まえ、今回から「感染症等による人権問題」と表記変更させていただいた。また、昨年度までは全項目を10項目としていたが、今回10番目に「性的指向及び性自認の人権問題」を追加して、11項目とさせていただいた。詳細については質疑があれば、回答させていただく。簡単ではあるが、2021(令和3)年度の実施計画案について説明を終わる。御審議のほどよろしく願います。

(渡会長)

最初に昨年度の答申書について市の方から回答を受けたい。

(清水市民部長)

ただいま会長から昨年度の答申書に基づいた取組についてお尋ねがあった。昨年度の答

申書では、大きく4つの御意見があり、最も関連があると思われる部の部長から説明をさせていただく。併せて、本日の配布している資料の別紙5、事前質問に対する回答の1番、原田委員からいただいた質問への回答もさせていただきたい。

答申書の1点目について御説明する。答申書に述べられているように、世界中に新型コロナウイルスが広がり、多くの人命が失われ、私たちの生活は一変した。今後もいつ収束するか分からないコロナありきの生活様式が私たちの生活に概ね定着したと言える。ワクチン接種も徐々に進んでいるが、それでも基本的な予防策は大切であり、感染対策を徹底して人権啓発や教育に取り組んでいく必要がある。昨年度は、さまざまな行事の中止や会議が対面で開催出来ないなどの状況もあった。そのような中、収容人数を減らして開催する代わりに、行事を2部制にする、オンライン中継で、できるだけ臨場感を感じられるよう工夫するなどしながら、研修や学習の機会を（市民に）提供してきた。コロナ禍の環境にあっても、新しい生活様式の中で、新しい手法を取り入れながら、今後も全庁的に人権施策に取り組んでまいりたい。

（渋田保健福祉部長）

答申書の2点目と4点目について御説明する。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、今年7月3日に発生した静岡県熱海市での大雨による土砂災害や、昨年7月に起きた、熊本県を中心とした集中豪雨による災害など、近年、毎年のように気象による大規模な自然災害が発生し、古賀市においてもいつ災害が起こっても不思議ではない。そのような中、本市では令和3年4月に組織機構改革を行い、保健福祉部福祉課内に新たに福祉相談係を設置した。新型コロナウイルス感染症による生活困窮者も含め、生活に関するさまざまなお困り事に対応している。2点目の災害下における生活困窮者への具体的対策は、その災害の種類や程度、期間、規模などで大きく変わってくるものと考えており、現時点で具体的な対策を立てることは困難であると考えているが、生活困窮に至った方の状況に応じ、適切な支援が迅速に行えるよう取り組んでいく。

4点目の「被害状況が貧困と差別にあえぐ弱者に集中して現れやすい」について考えると、やはり、災害の危険が差し迫っていることに気付くのが遅れてしまう。いわゆる情報弱者へと結びつくのではないかとと思われる。そのことから、まずは、災害発生のある段階での避難行動要支援者避難支援プランに基づく住民相互の助け合いによる情報伝達はもちろんのこと、ホームページや防災メール、テレビでのDボタン活用など、さまざまな情報ツールを活用した情報発信に努めていく。また、災害時における社会的弱者の視点に立った施策も、古賀市地域防災計画に基づいた災害対策において、高齢者や障がいのある方、外国籍市民など、いわゆる社会的弱者の視点に立った施策を全庁横断的に取り組んでまいりたい。

（横田教育部長）

3点目についてお答えする。御指摘のとおり、文部科学省のGIGAスクール構想として、数年の予定で、学校のICT環境を整備する計画が、昨年からの新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大により大幅に前倒しとなり、一気にICT環境が整ったことで、今年4月からの全面運用になった。この構想は、児童生徒の1人1台の学習用端末（パソコン）と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰ひとり取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させるものとされており、市内小中学校では、まずは授業になるが、全ての学年全ての教科において活用することを念頭に、これまで教科書や資料集等で行われていた学習を、インターネットや整備された校内環境を利用して、子どもがひと・もの・ことに主体的につながり、個々に応じて学びを深めることができるように先生方が工夫され、事業に取り組んでいる。答申書の、人と人との「出会い」、新たな知識への「つながり」を追求し、児童生徒の「生きる力」を育てる手段については、しっかり意識して、ICTの機能を活用した主体的、対話的で深い学びを充実させ、子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むために、学校と教育委員会が連携し、教員の指導力向上に取り組むとともに、洗練されたシステムの構築、運用が図れるように努めてまいりたいと考えている。

（渡会長）

それでは次に、事前に委員の皆様からの質問に対する回答を受けたいと思うので、よろしく願います。

（渕上 人権センター庶務担当）

それでは別紙5の2～6番目は、人権センターより、事前質問に対する回答する。まず2番目。別紙2でも記載しているが、「制度運用がっております」という表現が地域言語であるという御意見をいただき、「制度利用がありました」と、公文書にふさわしい表記に修正した。続いて質問の3番目。こちらは実施計画案の5ページ、人権施策体系表の9番目の東日本大震災が提起した人権問題について、御質問いただいた。今回、人権施策体系表で表記変更した項目がある。その中で、東日本大震災に連携した人権問題も、表記検討の御意見をいただいたが、この表記は、今年度実施する人権施策審議会、第3回以降に人権施策基本指針の改定を予定しているため、その場で表記変更について検討させていただきたい。4番目は漢字の誤り。「排斥」の排という漢字を廃と誤って記載していたため修正する。5番目は、6～10ページに記載している人権施策体系表。実施計画の表の中に、こうした法律等が記載していないため、新たに追加してはどうかという御意見をいただいた。こちらで見直したところ、ここに記載いただいている法律も最新の法律について記載するよう調整する。また、現在古賀市の人権施策体系表は、法律の成立年と施行年が混在しているため、こちらは施行年で統一して記載する。6番目、古賀市人権に関する市民意識調査の結果概要を示してほしいという御質問をいただいた。本日、審議委員の皆様には冊子と概要版という形でお配りさせていただき、今後の審議会において、今回お配りした市民意識調査の結果報告書をもとに、古賀市人権施策基本指針の改訂を予定しているため、また審議会において、御意見をいただくこととしている。質問の2～6番目の回答は以上。

(足立子育て支援課長)

続いて質問の7番目は子育て支援課が回答する。質問は、ヤングケアラーについて記述がないと。取組を始めるべきではないか。ということで質問いただいた。

回答は、実施計画の中にヤングケアラーという言葉で記載はないが、ヤングケアラーの疑いがある子は、児童権利擁護事業で対応している。従前からヤングケアラーは、ネグレクトの一つで、学校などの関係機関からの情報をもとに、要児童対策地域協議会、いわゆる要対協に登録し、関係機関で情報共有を行い見守っている。今年度は、要対協の会議の中で、ヤングケアラーのイメージ図や早期発見のためのアセスメントシートの配布を行い、そういった視点を持って子どもたちを見守っていただくよう、学校をはじめ、学童保育所、地域の児童民生委員の皆様等へ周知しているところである。また県が実施する月例の生徒指導上の諸課題に関する実態調査において、2021（令和3）年度からヤングケアラーが調査項目として設定され、毎月実態が市教育委員会にも報告している。以上。

(星野福祉課長)

8番目の御質問に回答させていただく。障がい者の相談支援事業の内容は、障がいのある方等の窓口設置の大切さと、障がいを持っている御本人の不安や悩みなど、そういったものをしっかりと健常者の皆様にも、周知啓発をという形での動画の御紹介もいただいた。回答は、2020（令和2）年度は、相談機関である古賀市障がい者生活支援センター「咲」で、新規に障がい者手帳を取得された方々に窓口等でお渡しする「障がい福祉のガイドブック」を作成しているが、そちらの表紙に「咲」の周知をさせていただいている。今後も他機関と連携して、利用者の多様な相談に対応できるよう、周知啓発に努めてまいる。また、障がいをお持ちの当事者の方から、障がいに関する情報や、感じておられることなどを教えていただくことは、障がいの理解促進において、私たちとしても大変重要であると考えている。そういった点からも、動画の御紹介をいただき、ありがとうございます。啓発において、今後は動画やSNS等も積極的に活用し、当事者の立場から発信される情報や御意見、抱えている情報などを伝えることにも取り組んでまいりたい。障がいや障がいのある方への理解が、より深まるよう進めてまいりたい。続いて9番目。生活困窮者自立支援事業に関して、こういう状況の中で、相談支援の件数が急増しているという御報告をしている御質問と、中高年のひきこもり対策という点での御質問である。回答としては、新型コロナウイルス感染症の影響で失業や収入減少など、生活に困窮した世帯の御質問が本当に多くある。福祉課の中に、自立支援相談員や家計改善支援員という、支援員を今配置している。そして就労の支援、その他自立に関する問題について相談に応じ、その方の状況に応じた、それぞれいろいろな制度があるので、そういった制度紹介や助言、そして関係機関との連携による支援を行っている。令和2年度は前年度比で約4倍の相談件数があったため、支援員の数なども増員するなどして対応を行っていた。

次に、中高年のひきこもり対策の御質問。対象となる世帯が、なかなか私ども行政で全

数の把握というのにはできていない。実際に令和2年度は5件のひきこもり対策の支援を行っている。以上。

(坂井青少年育成課長)

10番目の御質問に青少年育成課から回答する。質問内容は、コロナ禍において、子どもたちの居場所づくりが大切で、現在の児童館児童センターの機能の充実、それと、児童館児童センター以外に小規模の施設等の設置計画はないのかという御質問だった。回答は、児童館児童センターは、本市での子どもの居場所づくりで大きな役割を担っていることから、新しい生活様式を踏まえ、今後も、機能の充実を図っていきたいと考えている。小規模施設を設置する計画はないが、令和2年度は、市内7小学校区において、地域のボランティアの皆さんが主体となった放課後子ども教室を実施しており、小学校施設や地域の公民館、集会所を活用した子どもの居場所づくりを行っている。この取組を全ての小学校区で実施できるよう、推進していきたいと考えている。

(大浦経営戦略課長)

11番目の御質問について経営戦略課から回答する。質問の内容は、広報こがの人権問題の啓発記事で、ヒューマンライツのシリーズについて、御質問というよりも、御期待、あるいは激励の御意見というふうに分けて受け取っている。

回答は、広報紙は、市のあらゆる情報を各戸配布している発信ツールである。イベントや各事業の情報発信も大切だが、ヒューマンライツのような啓発記事を掲載することも重要な広報紙の役割である。今後とも、担当課と協力し、どのように掲載したら理解しやすいか、あるいは関心を持ってもらえるかを心がけ、紙面づくりに努めてまいりたい。

(渡会長)

それでは早速、各審議委員さんから御意見等があれば、お聞かせいただきたい。

(原口委員)

ヤングケアラーについてお尋ねをさせていただいたところ、回答では、ヤングケアラーという文言は使っていないが、従来からそういうイメージを持ちながら、要対協でやってきたという御回答だった。私自身は、ヤングケアラーという概念を、もっと周知しなければいけない。学校の先生はもちろん、市民の皆さん方にも知っていただくために、ヤングケアラーという文言を、行政用語として広く使っていただきたい。そうすることで、「うちの周りにそんな子どもたちはいないかなあ」という気付きを市民の皆さんたちに持っていただいて、今まで例えば要対協の中では挙がってこなかったような子どもが、今後挙がってくる可能性があるのではないかと。もう少しこれは、ヤングケアラーという言葉自体を、行政の中でもそうだし、学校現場の先生方一人ひとりにも届けていただかないと、十分意味が通じないのではないかと思う。広く市民の皆さん方にこれを伝える方法を考えているのかが一つ。もう一つは、実際にヤングケアラーの子どもが見つかった

た。その子どもに対してどういう行政施策ができるかという研究を、ぜひ進めていただきたい。厚生労働省と文部科学省が調査をやって、それで具体的な案を5月17日に詰めているが、まだまだ具体的にはなっていない。まだぼんやりしたものになっているが、この先進地としてイギリスがある。イギリスは、それを捉えたときに、例えば、家事労働をしている間に勉強が出来ないという子どもの実態があったときに、その子どもの勉強時間を1時間なり確保するために、時間を作るためのヘルパーを雇い入れるというような行政施策をしたりしている。何が一体行政施策として可能なのかという研究を、ぜひ行政の皆さんとしてしていただけたらありがたいが、今のその考えでどんなことをやっていこうというふうに考えているのかをお尋ねしたい。

(横田教育部長)

教育部からお答えさせていただく。ヤングケアラーの周知で、教育委員会からは、学校の先生方にはもちろんどういった状況であるかとか、周知、県からも言ってきており、研修会の開催も実施しているところである。市民の方々へはまだしっかりできてないところだが、今後、関係課と連携しながら、周知の対応をとっていきたいと考えている。また、子どものフォローについては、現状では、そういった状況が見られるお子さんに対しては、その要因となる原因については調査しながら、取り除くような努力はされているというふうに伺っている。そうしたことをしながら、子どもを見守って、本来あるべき、学校での活動を十分にさせていただくよう対応をしている。また、勉強時間について外国の事例が出ましたが、先進地の事例を大いに参考にして、取り組んでいきたいと考えている。

(原田委員)

質問の8番目、生活困窮者の自立支援について、相談件数が前年度と比べて4倍ぐらいという厳しい状況が分かったが、先日、福岡市のシングルマザーの会代表の方から、お話を伺う機会があり、コロナ禍の1年余りの厳しい状況の中で、仕事を失ったり、仕事を辞めさせられたりはしないが、減収になっているという親御さんたちがかなりの数いるそうだ。正確な数字は覚えていないが、シングルマザーで働いてる方の半分以上が非正規雇用。だから、コロナの影響を最も早く、最も厳しく受けるという状況がある。おそらく古賀市も、今年度も高い水準で色々な支援のお願いや相談があっているのではないかと思う。例えば、こんな話を聞いて私は驚いたが、子どもと一緒に食べる食事を減らし、自分(親)は食べない。子どもには何とか食べさせようとして、自分は、数日食べない日もある。いろいろ厳しい状況があって。現実には、子ども食堂というものがあって、それは子どもたちを支援する、となっているが、お話をよく聞くと、必ずしもハッピーではない。「あそこには行かせたくない。」という親がいる。それは、周りの目、「あそこの家の子は、子ども食堂に行っている。だから貧しいんだよ。」という、レッテルを貼られるのが怖くて、なるべく子ども食堂には行かせていないという親もいる。いろいろな相談があり、相当に厳しい状況にある古賀市の方もいらっしゃると思う。どう

いう支援をしたらいいのかということだが、お金の問題もあり、相当落ち込んでおり自殺も考えておられるという人もいるようだが、そういう悲劇的なことにならないように、本当に寄り添っていけるようなことを、行政の最大限の御支援、御協力を改めてお願いしたい。

(星野福祉課長)

福祉課から少しお話をさせていただく。今、食事が取れていない御家庭というお話もあった。やはり相談にこられた中には、ぎりぎりまで追い込まれて、もう本当に御飯食べていない、手持ちのお金がないとおっしゃる方もいる。そういった際には私ども、緊急支援ということで、食料を数日分お渡しするようなことも、その場その場の判断になるが、させていただくこともある。そして御相談の内容によっては、関係機関、例えば、子ども関係であれば子育て支援課の方とも連携して、命をまずは守るということを1番に支援をさせていただいている。本当にいろいろな御相談があるので、「死にたい。」というふうな言葉をやはり出される市民の方もいる。できるだけ寄り添った形で、時間をかけてお話を伺うようにということで努めている。ちょっと回答にはならなかったかもしれないが、お話をさせていただいた。

(原口委員)

今、原田委員からコロナ禍における貧困というお話があったが、私も注目しながらいつも新聞テレビ等を見ているが、「生理の貧困」という文言があり、その中で調べていったら、福岡県で言ったら、生理用品の支給をしているところがたくさんはない。その中で、古賀市が、予算措置をされて、きちっと対応されているという記事を見て、心強く思った。先ほど市長のお話にもあったが、人権感覚を持って早急に対応されている姿というのは、古賀市の姿としてすばらしいというふうに思っている。今後、どれくらいまでという見通しが立ってないため、どれくらいそれが学校現場に役立てていけるのか、予算措置が可能なのかということ、見通しとして少しお尋ねをしたい。

それからもう1点、防災の問題が出ていたが、私が去年から気になっていたのが、関東地方で台風によって、緊急避難をしたときに、ホームレスの方を排除したという記事があり、それにどう対応するのかということで、いろんな論議が巻き起こっていた。ずっとその経過を見ているが、やはり全ての人を受け入れていくというのが行政のスタンスとしてあると思うが、熊本地震の時も、避難所に障がい者の方がおいでになったかとか、今心配しているのは、先ほど会長からも出たが、LGBTQの方の問題は、今、非常に社会の中で取り上げられている問題だが、避難所運営をするときに、その方たちの御意見が入っているのか、多様な人の当事者の御意見を入れながら、避難所をどう作ろうとしているのかということあたりもお聞かせ願いたい。

(森下人権センター課長)

生理の貧困については、人権センターの方で回答させていただく。

現在、人権センター、学校、社会福祉協議会等で生理用品をお渡しさせていただいているが、まだ当初予定していた数よりも生理用品の在庫が残っている状況であり、今後は、できるだけ配布させていただいた後、状況を見ながら予算措置についても考えてまいりたい。

(野村総務部長)

2点目の避難所の運営について説明する。幸い、古賀市ではまだ大きな被災をしたという経験が実はない。しかし、近年の異常気象というか、集中豪雨ということでは、一時的な避難所を、ここ数年は開設をしている。そういった意味で、短期的な避難所の運営ということで、委員の先生のおっしゃることとは違うかもしれないが、まず我々が今までやっている中では、各小学校を避難所として、1～2日程度の避難所ということで開設をして、やはり女性の視点が必要だとか、そういったことがあるので、今年度からは、それぞれ24時間体制で班を組む中で、まず女性を必ず1人は、その中に班員として入れるという決定をして、体制を組んでいる。まだなかなかそのLGBTQとかホームレスの対応というのは実際問題にしたことがないが、やはり我々としては、誰も取り残さないということを念頭に、あらゆる人を受け入れるような体制で今後も取り組んでいきたいと考えている。

(直江委員)

53ページの障がい者支援事業に関してだが、保護者の方からお話を伺ったが、障がいのある子どものいる保護者、お母様は健常者だが、「子ども自身が何に困っているか」というのは、想像しかできないと。大人だったら、言葉にしたり、行動、発信したりすることもできるが、子ども自身は生まれたときからそういう状態で、本当は困っているはずなのにそれを、常態だと思い、感じてしまう。だからそのところをもうちょっと汲み上げというか、その障がいを持っている当事者の子どもとの並走というか、同じ目線で考えてあげるといことも大切だと感じた。お母さん自身、「この子どもは何に対して本当に困っているのか」というのを勉強しながらやっている状態。手探りなので、そういう意見を挙げるのもなかなか難しいということを言われていた。だから、そういう、上から目線で「これが困っているんじゃないか」というよりも、現場に立ち戻って、掘り下げて問題を解決していく施策を考えていただきたいと思った。

(星野福祉課長)

おっしゃるとおりだと思う。今、いわゆる、発達障害というカテゴリーになる子どもたちが増えていると認識している。ただ一言で、発達障害であるとか、病名があったとしても、それぞれ一人ひとり、本当にいろいろな悩み、お困り事を含めて状況が違っているのが本当に現状だと思っている。その中で、いろいろな当事者の方、保護者の声を伺いながら、政策にももちろん反映できればと考えているが、今からの取組になってくるかと思う。参考にさせていただく。

(直江委員)

当事者同士とか、障がい者の方に対する公的な援助というのも大切だと思うが、私たち、一般の健常者もそういう障がいをちゃんと知り、そして手を差し伸べるための周知も大切だと思う。この前(保護者の方が)動画を送ってくださったが、それを見て、自分では知っていたつもり。皆さんも多分そうだと思う。自分では知っていたつもり、だがそうではなかった。もっと本当に根本的なことは、こういうことなんだという掘り下げも含めて、周知することも、その大切さにも気付かされた。そこも考えに入れていただけたらと思う。

(萱沼委員)

今、当事者目線というお話が出ていたので、それに関連してだが、今障がいをお持ちの方や性の多様性に関するお話があった。高齢者に関しても、当事者目線を持って施策を進めていただきたいところがあると思う。例えば今だと、コロナウイルスのワクチン接種の予約などについては、テレビや新聞などで取り上げているが、高齢者の方々はなかなか新しいツールに慣れていなくて、ご自身でワクチン接種の予約ができないということがある。こういったことに取り組む時は、当事者の方の目線を各部署で意識されているいろいろな施策に取り組んでいただきたい。

(宮上健康介護課長)

昨年度からコロナウイルスの関係で、高齢者の方がなかなか外に出られない。特にワクチンの接種の方が進まない中で、なかなか人との触れ合いが取れないところで、いろいろな取組が中止になったり延期になったりした。その中で、子どもとの触れ合い、世代間交流等も含め、今後は、ツールや新しいことに対して、なかなか一歩を踏み出せない高齢者の方を、より外に、私たちがいろいろな取組を通して、交流していきながら、今年度は今までとは違う新たな取組を取り入れながら、市として、取り組んでまいりたい。

(山下委員)

今回、質問書を出していないので、意見を言うのはちょっと失礼かとも思うが、今回、報告書や計画を見させていただいて、1年半のコロナに向き合う古賀市の職員と、市長をトップリーダーとして向き合う姿を見て、感動と敬意を表したいと思う。本当にありがたいと思う。私も今現場でいろんな高齢者の方々と向き合っている。ただ、その中で働いている方々と、市の職員の方、あるいは社協の職員の方々など、いろんな支援の方策というものがはっきりとある。給付方式のものもあれば、支援金のもの、学校教育関係にしても、子どもたちが本当に希望を失わない向き合い方というのを現場でされている。今話し合われている中身で、子育て支援課ではNP事業というものを進められている。ノーバディズ・パーフェクト・プログラムという。今、話題にあったのは、そういう中身も含めて、やはり全庁的なものとして受け止めて、そういう学び合いも必要ではないかと感じた。それからもうひとつは引きこもり問題。8050問題といわれて

いるが、私自身はもう9060問題に成長している（高齢化している）と思う。そういった方は、なかなか外に出られないが、そういう方が私の職場（千鳥苑）にも施設利用に来られたりもする。そうすると、今まで穏やかに施設を活用していた方々との衝突が始まり、その中で一人ひとりの人権をどう保障していくかということが今年一番、ものすごく厳しい課題だった。やはりそういうところを考えていくと、本当に、杓子定規で施策を立てると言い方はしないが、もう少し先を見通した形で、施策を作っていく視点を持っていただきたい。地域の中にいろいろな情報収集ができるつながりを市役所の方々は持っている、活用が十分に行える。今のヤングケアラーの問題も、私が現場にいた頃からやはり問題としてあった。それに対する学校現場も最初は難しく、「親が教育熱心だからこうなった」とかいう言い方をしていたんですが、そうではない。

それから、「私たちはこういう取組している」ではなく、私も含め、「私は、この方とこう向き合って、こういう人権保障の取組をしている。私の人権を保障していただくために、あなたの人権を保障していく」というような、何かそういう意識化が、今後本当に古賀市は重要になってくると思う。古賀市は人権教育というものがものすごく進んでいる。啓発活動等についても、ものすごく進んでいる。市長は新型コロナウイルスに対するいろいろな取組を市民に出しているが、1番最後に必ず「コロナ差別は駄目ですよ。」と書いてある。これを元に市の職員の方々もみんな動いている。市民と向き合うときに、「私ができることはこういうことなんだ」という形で、どう動いているかというのを今一度考えて施策を見ていただくというのが大事ではないか、そういう徹底を見るというところで意見をいただくような格好になって、事業の一つひとつに対して意見を述べることにに対しては、今回は、質問票を控えさせていただいた。本当にすばらしい行政の姿勢であって、あとは血とか肉とか、そういうものを、どうつけていくかというのが、政策に必要なことかなと思いつつながら皆様の回答と委員さん方の御意見を聞かせていただいた。以上。

（渡会長）

会議ももう1時間以上経過したので、ここで5分程度休憩したいと思う。休憩後は、実施計画案に沿って、各事業についてももう少し尋ねてみたい、また全体的な感想など、市の人権施策に関する意見交換等に関する感想などを頂ければと思う。それでは11時15分まで休憩する。

（渡会長）

再開。2021（令和3）年度の実施計画案について、各事業それぞれ、実施計画が提出されているが、これらの内容について、あるいは全体的なことでも、御質問、御意見等があれば願います。

（原口委員）

近隣の市町では、児童虐待によって、子どもの命が奪われるということが大きく報道さ

れた。それを受けて、県は、来年2月に県条例を提出するという段取りになっているようだが、それを受けて。例えば、古賀市では、全ての課が、あの事例を他所ごととしないで、「自分のところでもひよっとしたら起こりうるかもしれない。」「何に気をつけていかなければいけないだろうか」と、新たに今年度考えられたことや、これからやっいていこうと考えていることがもしあれば、お聞かせ願いたい。

(足立子育て支援課長)

今、古賀市の方で取り組んでる虐待案件については乳幼児の子どもで、訪問事業というものを行っている。そこでもし訪問出来なかった場合、また、当然何回かチャレンジするわけであるが、1か月、訪問出来なかった場合はもう児童相談所のほうに連絡するようなことに今年度からしている。そうやって何とか早期発見につなげたいと考えている。

(浦邊学校教育課長)

学校においても新たに活動するより、今までもそうだが、子ども一人ひとりをしっかりと見ると。見守っていく、時間とまた一人ひとりの状況を見る、対応をしっかり教職員ができるように、教職員の意識に関わる指導、対応を充実させると同時に、そういう時間を子どもたちと対話、向かい合う時間がしっかり確保できるよう、働き方改革を継続して推進をしている。

(原口委員)

子育て支援課だが、先ほど言っていた中で、(実施計画案を)ぱっと読んだときに、97か98%ぐらい見守りができて、対面が出来ているという数値があったように思う。私が気になったのは、その残りの2%の子どもたちがどうなのかお尋ねしたかった。一つは、1か月間面会できなければ、児童相談所に通告するということだったが、もっと私どものアクション、行政のアクションとして何かできることがないか知恵を絞っていかないと、その期間は、1か月がどうなのかどうか私は分からない。ただその2%の中に、同じような事件事故につながる可能性がないか心配しながら、読んだので、お尋ねをさせていただいた。いろんな知恵を絞って、古賀市からそういう事例を生まないような努力をしていただければありがたいと思う。以上。

(足立 子育て支援課長)

子育て支援課の方では、先ほど言ったような取組しかしていないが、気になる御家庭には常に見守りの方はしているので、先ほどの案件は今年度新たに始めたということで、それについては、1か月经ったら、児童相談所のほうが、一時保護の権限を持っているので、うちは踏み込めない。権利を持たないので、そういう対応をしている。うちでできる部分は、気になる家庭の訪問は常にさせていただいている。以上。

(直江委員)

どこの課になるのか分からないが、子どものことだが、居場所づくりをやっていると、子ども自身が、このコロナ禍で、人と話す機会が少なくなって、以前は放課後、子どもたちが集まる集会場で活動し、自分でゲームを持ってきている。友達ともあまり関わらずに遊んでいた子どもが、もうこの頃来るときにはほとんどゲームはしなくて、私たちが「こうしよう?」という提案に乗ってくるような、子ども自身がこのコロナの影響で、人と人との関わりが大切だということを、コロナというあまりいい状況ではない中で、学んでいるのを踏まえて、このコロナが去った後でも、それを続けていけるような支援を、考えていかなければいけないという思いがある。人と人の対話が大切だと確信して自分たちで自覚することによって、またつながりが出来ていくのではないかと。大人もそういう支援をするような体制が必要だと思った。今までは、「ゲームはしちゃ駄目よ。」と言わなきゃゲームをしていた子どもたちが、この頃全然そういうこともなく、またそういう溜まり場があることが分かっているので、参加する子どもの数がものすごく増えている。子ども自身も行く所がないからそういう所を活用する。大人は大人で、行く所がないから声は上げやすいが、子どもはまた上げにくいという今の環境があるので、そこを汲み取っていただけたらと思う。お願いします。

(横田教育部長)

貴重な意見で、そういった子どもの変化があるのは、参考になった。子どもたちが感じて、人と触れ合うことなどが重要だと気付いていくのは非常に良いことだと思うし、そうあってほしいと思う。居場所づくりは、物理的になかなか増やすというのは難しいところだが、今ある環境の中で、また工夫して、そういった関係性を保てるような、何かそういう遊び事なり、習い事なりを考えていきたいと思う。

(萱沼委員)

多くの事業に関係することだと思うが、健康保障や健康に関する人権がある。例えば子どもの健康問題や、高齢者に関しては、孤立孤独の問題と社会参画の悩み相談がある。外国人の人権問題であれば、ワクチン接種に関する情報の格差が生じやすいそういった健康保障などを意識していただきたい。私自身の感想のため、回答は求めない。

(山下委員)

先ほどは先走って意見を言わせていただいたが、根底には、人権教育とか、そういうものというのは、理論ではなく、やはり実践だと思う。啓発活動はものすごく重要で、事業とか、先ほど原口委員からも出ていたが、言葉の概念は、市役所から発信するときは皆さん協力に対して発信されて、ただ、受け止める側は、なかなかそこまでの域に達しない。タイムラグが出てきて、その中でいろいろもまれて、やがて理解するという形になっていくと思うが、その啓発活動を進めていかないと、なかなか市民、いのち輝くまちづくりにつながっていかないとと思うものがあって、自分もなかなかそれができなくて、

どうしたらいいんだろうというのものもある。アクションを起こさせるような啓発活動というのはどういうものかというのが、今、私の課題であり、現場でなかなかそれがうまくいかないこともあり、こういうふうに関心のある事業を見させていただいて、向き合っている。何か啓発DVDを買うなど、受け止める側が理解しやすくしていただいているほか、市民意識調査報告書の件にしても、2種類あり、詳細版と別に市民が読んでもぱっと分かるような概要版のものがある。コロナ禍でも本当に困っている人たちの対策はどんなふうになるのかが、施策の中では私は大事になってくると思う。そのことが先ほど原口委員からも意見として出たが、どういう言葉であってもなかなか理解ができない方々に対する対応がどうあるかだと思う。私が就労する千鳥苑でも現場の同調圧力により施設利用から排除されようとする人たちを守りながら、従来の利用者には納得していただく啓発の仕方という、非常に難しい状態がこの1年半ほどあった。そういったところは、私自身も実践しながら施策に反映できるように、市民の方に届けていきたいと思う。

(原口委員)

先ほど市長がファミリーシップ宣言について話をされた。出たときから興味を持って見ていたが、全国で4例目というお話をされていた。私は読んだときに1番初めに心配をした。行政施策として、これが出てきたとき、行政職員や、それを指導していく学校の先生方や、それを読んだ市民の方が、「わあ、すごい制度だな」という御理解をいただけるだろうかという心配を先にした。だけど、素晴らしい制度で、それが成熟していくとか、この古賀市の中で育てていくために、もっとやらなければいけないことがあるのかもしれないと、記事を読みながら思った。

例えばこれを受けたときに、その宣誓カードを持って子どもが学校に行ったとき、学校の中でそのことが話題になったとき、先生方はそのことをきちり子どもたちに説明ができるだろうか。それぐらい先生方の性の多様性に対する認識は高まっているだろうか。また、この施策を市民の皆さんが見られて、「なんのこっちゃ」と思われないように、「すごいなあ、さすが古賀市は最先端を進んでいるなあ」と受け取ってもらえるためには、何が必要かと思ったときに、先ほど山下委員もお話しされたが、市民の熟成というか、啓発というか。納得してもらおうと、「すごい。腑に落ちた。」というものに是非していただきたいと思って記事を読ませていただいた。これから先これにはないかもしれないが、そういう素晴らしい施策を持ったところで、それをどう具体的に落としいくか、実際されていくかということに期待をしたい。おそらくこれから先、県下からまた全国から、古賀市にお問合せが来るだろうと思い、そのときに、どの課がどんなことを考えてやっていますというお話ができるように準備をしていただけたらありがたいと思う。以上。

(原田委員)

私は公益社団法人の福岡県人権研究所の所長をしているが、もう一つ、人権擁護委員で

もある。10数年実践をしている。もう任期が終わりに近付いているため、もうすぐ辞めるが、痛感してるのが、先ほど、啓発の大切を言われていた。それはそう、昔は「啓蒙」と言っていたが、啓蒙という言葉に上から目線の姿勢がある。やはり、「知らない人に、教えてやる」のような、これはもうあまり良くないということで最近「啓発」と言っているが、私はこの啓発という言葉にも、何か上から目線を感じる。「何かもっといい言葉はないかな」と最近しきりに考えるようになってきた。古賀市でも、是非、法務省といったものに合わせなくていいので、独自で啓発にかわる、本当に上から目線でなく人権施策を進める姿勢を示す言葉を是非見つけていただきたい。それで、私の質問に対する回答と関連して、山下委員からも発言があったので、ちょっともう少し詳しく聞きたいことがある。9番目の項目。先ほどの生活困窮者、自立支援関連だが、いわゆる中高年のひきこもり対策。一般に8050問題と言われるが、山下委員は9060問題とおっしゃった。現実はそのような状況になっている。この回答に、2020（令和2）年度は5件の支援実績があったという表記があり、この支援の中に、就労に向けた支援が5件も出来たら本当にいいと思ったが、果たして本当なのかという気がしないでもない。質問は、その支援の中身。言える範囲で構わない。支援の中身がどういうものであったのか、そして、この8050問題がこれからますます重要な問題になりそうだが、今日もあった市民意識調査結果報告と、8050問題は何か関係があるのかというところを見て、ちょっと時間がなくて見えなかった。市民の実態把握は非常に難しい。したがって、市民にも注意を喚起してもらおう。分かっているんだろうけれど、なかなか大きな声で言えない話である。だが「これは非常に重要な問題だ」というところを、この意識調査の中にすべりこませて、市民の注意喚起する方法があったのではないかと。私は思うが、そういう意識で何か市民の注意喚起を図っているところがあったら教えてほしい。無ければ何かやっていただきたいと思う。以上。

（星野福祉課長）

最初の御質問の方に答えさせていただく。中高年のひきこもりということで、ここについては、就労準備支援事業について記載をしている中での支援ということで5件と回答している。この就労準備支援事業というのは、いわゆる引きこもってある方が、自ら「社会に出たい」と、そういう意思を示された方ということになる。

そして、いきなり一般就労というのが難しいもので、段階的な就労ということで、まずは外に出て、人と関わるとか、ボランティア。賃金、お金ということにはなかなか程遠いが、段階的な就労を伴走しながら、支援員が声をかけながら進めていく。最終的には一般就労をめざせる方は一般就労ということになるが、5件の皆様、一般就労にまではいっていない。段階的に支援を始めているような段階ということで御理解いただきたい。以上。

（森下人権センター課長）

市民意識調査について、この引きこもり問題との設問がどのように反映されたかという

ことだが、高齢者の人権問題のところに、働き口がある高齢者の働ける場所を増やすなど、孤立化することに対し工夫するような施策が全体的に必要な点との設問もあったが、具体的には、なかなか反映できないと思っているが、人権センターとしても、この引きこもり問題については、非常に重要なことだと捉えているので、昨年、啓発用のDVDを購入し、そういった啓発を校区啓発などの市民啓発につなげていきたいと考えているところである。

(渡会長)

最後に全般的に、これだけは言っておきたいというようなことあればお願いしたい。ないようですので、審議会としては、先ほど原口委員から出てきた意見の中身について、本当の意味で、まだ市にはエアポケットがあるのではないかと考える。そういったところを答申という形でいただきたいと思う。ではこれで会議を終えたいと思う。それでは、今後の取組について、事務局の方から、説明を願う。

(森下人権センター課長)

本日の御審議、誠に感謝申し上げます。答申についてだが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言などの影響もあり、審議会を年に1回しか開催が出来ていなかった。委員の皆様には、答申作成のための十分な審議時間を保障出来なかったことを課題として受け止めていた。そこで今年度は、次回、第2回の審議会において、議事録や、本市が作成する、答申書の案を基本に、最終的な答申書の作成のための時間を確保したいと考えている。第2回の審議会でもいただいた御意見を参考に、改めて、答申書の案を作成させていただいた後、最終的な確認は、昨年同様に、渡会長にお願いしたいと思っている。渡会長の了解をいただいた後、答申の確定版を、改めて委員の皆様にお届けさせていただきたい。以上、答申に関する事務局からの御提案である。

(渡会長)

事務局の方からお話があったが、それでよろしいか。では最後に、その他として、事務局から説明を願う。

(森下人権センター課長)

報酬、費用弁償について説明する。本日、御出席いただいた委員の皆様におかれては、後日、報酬及び交通費を支給させていただく。なお、交通費に関しては、市外在住の方3人が対象となるため、御了承いただきたい。古賀市に登録いただいている口座への振り込みとなるので、よろしくをお願いしたい。本日の議事録については、作成次第、郵送させていただき予定としている。内容を御確認していただき、誤植や、数字などの訂正があれば、人権センターまで御連絡をいただきたい。訂正終了後、会長の承認により、議事録の決定とさせていただきたい。また、議事録は、公開することとなっている。また、委員の皆様方におかれては、第2回審議会の開催日程について、今後、日程調整表

をお送りさせていただきたいと思っている。御回答をお願いする。また、今年度は、本日配付させていただいた、2020（令和2）年度古賀市人権人権に関する市民意識調査の結果報告書をもとに、古賀市人権施策基本指針の改訂を予定している。第3回目からの審議会では、その古賀市人権施策基本指針の改正案について、御意見を賜りたいと考えているため、この場を借りてお知らせさせていただく。以上。

（渡会長）

それでは、本日の議事は全て終了したので、進行を事務局をお願いする。

（森下人権センター課長）

渡会長、議事進行に感謝申し上げます。また、委員の皆様におかれても、長時間にわたり、熱心な御審議、感謝申し上げます。最後に、横田副市長より、閉会の御挨拶をさせていただく。

6. 閉会挨拶

（横田副市長）

本日は本当にさまざまな御意見、また御指摘をいただいた。職員はそれを受けて、ここに掲げている各施策について実施していくのは職員であるので、今日の御意見、御指摘、また後日、答申させていただく。その内容も踏まえ、この施策がしっかりと目的を達成するよう、努力してまいりたいと思う。本当に感謝申し上げます。それでは、2021（令和3）年度第1回人権施策審議会を終了する。本日は御出席いただき誠にありがとうございました。

（閉会）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

2021（令和3）年8月 日

議事録署名人

議事録署名人